

石巻市立大川小学校国家賠償等請求控訴事件に係る 上告受理申立て理由書等の提出について

1 提出に至る経緯

- (1) 石巻市が臨時議会において上告を可決（5月8日）
- (2) 知事の専決処分によって上告する旨を議員全員協議会で説明（5月9日）
- (3) 専決処分手続及び石巻市とともに上告状兼上告受理申立書を提出（5月10日）
- (4) 6月県議会において専決処分の承認（7月4日）
- (5) 石巻市とともに上告受理申立て理由書及び上告理由書を仙台高裁に提出（7月6日）

2 上告受理申立て理由書等の骨子

- (1) 安全確保義務なる義務を導き出す解釈に関する法令違反
【学校保健安全法第26条ないし29条の解釈について】
- (2) 平成22年4月末の時点で、校長等が、本件想定地震によって北上川堤防が損壊等し、その場所から遡上した津波が流入し大川小を襲来することが予見できたとする認定の経験則違反及び採証法則違反
【津波の予見可能性の判断について】
【過去の類似裁判例（最高裁・仙台高裁）との乖離について】
- (3) 本件危機管理マニュアルに第三次避難場所として「バットの森」を定めるべきであるとする結果回避義務にかかる判示の経験則違反及び採証法則違反
【「バットの森」を避難場所に指定したことについて】
- (4) 弁論主義違反及び釈明権不行使・審理不尽の違法

3 今後の流れ

- (1) 仙台高裁において、上告受理申立て理由書等の記載が所定の形式を備えていると判断した後、事件記録を最高裁判所に送付
- (2) 事件記録の送付を受けた後、最高裁判所は、事件記録が到着した旨を当事者双方に通知